

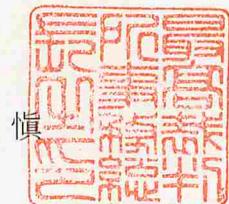
最高裁秘書第1679号

令和3年6月3日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

令和3年5月5日付け（同月7日受付、第030156号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成12年6月30日付け最高裁家三第279号家庭局長通達「調査勧告票の様式の制定について」（片面で5枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室） 電話03（3264）5652（直通）

調査勧告票の様式の制定について

平成12年6月30日家三第279号
家庭裁判所長あて家庭局長通達
改正 平成16年3月29日家三第80号
平成24年10月9日家三第000575号
平成26年3月27日家三第319号

標記の様式について下記のとおり定めましたので、これによってください。

なお、調査勧告票の作成に当たっては、別紙を参考にしてください。

記

- 1 調査勧告票表紙の様式は、別紙様式第1のとおりとする。
- 2 調査勧告経過等の様式は、別紙様式第2のとおりとする。
- 3 調査勧告経過等の継続用紙の様式は、別紙様式第3のとおりとする。
- 4 別紙様式第1から別紙様式第3までについて、ワードプロセッサを利用して作成する場合には、記載事項及びその位置を変更しない限度において、けい線（点線）の省略、行数の増減等の変更を行うことも差し支えない。

付 記

1 実施

この通達は、平成13年1月1日から実施する。

2 通達の廃止

昭和39年12月12日付け最高裁家二第201号家庭局長通達「調査勧告票の様式の改訂について」は、平成12年12月31日限り、廃止する。

3 経過措置

この通達の実施の際従前の様式による用紙が残存している場合には、これを使用して差し支えない。

付 記（平16. 3. 29家三第80号）

1 実施

この通達は、人事訴訟法（平成15年法律第109号）の施行の日（平成16年4月1日）から実施する。

2 経過措置

この通達の実施の際従前の様式による用紙が残存している場合には、所要の訂正を行った上、これを使用して差し支えない。

付 記（平24. 10. 9家三第000575号）

1 実施

この通達は、家事事件手続法（平成23年法律第52号）の施行の日（平成25年1月1日）から実施する。

2 経過措置

この通達の実施の際、従前の様式による用紙が残存している場合には、所要の訂正を行った上、これを使用して差し支えない。

付 記（平26. 3. 27家三第319号）

1 実施

この通達は、平成26年4月1日から実施する。

2 経過措置

この通達の実施の際、従前の様式による用紙が残存している場合には、所要の訂正を行った上、これを使用して差し支えない。

(別紙)

調査勧告票記載要領

1 調査勧告票の構成について

調査勧告票は、別紙様式第1から別紙様式第3までを適宜組み合わせたものとする。

2 各様式の記載方法について

(1) 別紙様式第1 (調査勧告票表紙)

この様式には、履行勧告の申出に基づき、申出に関する事項を、裁判所書記官(以下「書記官」という。)が記載する。

ア 「審判・判決・終局決定・その他の裁判 確定／調停・和解 成立」欄について
この欄には、義務の原因となった裁判等の確定日又は成立日を記載する。

なお、「審判」には家事審判(家事事件手続法73条)のほか、調停に代わる審判(同法284条)が含まれる。また、「判決」は人事訴訟における判決(民事訴訟法243条、人事訴訟法32条)、「終局決定」は子の返還申立事件における終局決定(国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律92条)であり、「その他の裁判」には、審判に代わる裁判(家事事件手続法91条2項)及び調停に代わる審判に代わる裁判(同法274条5項)が含まれる。「調停」は家事事件手続法における調停、「和解」は人事訴訟法及び子の返還申立事件における和解である。

イ 「申出までの履行状況」欄について

審判主文、判決主文、終局決定主文、審判に代わる裁判主文、調停条項又は和解条項中のいずれの義務が不履行となっているか、その義務の履行及び不履行の経過、現在の状況などについて、申出人の陳述を具体的に記載する。

ウ 「申出人の希望事項等」欄について

申出人が特に希望する事項を、例えば、「差し当たり●月●日までに金●円の支払を求める。」など的具体的に記載する。

(2) 別紙様式第2 (調査勧告経過等) 及び別紙様式第3 (継続用紙)

これらの様式には、調査及び勧告を裁判官が行ったときは担当の書記官が、家庭裁判所調査官(以下「家裁調査官」という。)が行ったときは担当の家裁調査官が、それぞれ調査及び勧告の経過、内容等を記載する。

ア 「調査勧告経過等」について

調査及び勧告の方法、内容、結果等のほか、権利者及び義務者の生活状況の変化等も必要に応じて記載する。また、勧告終了に関する家裁調査官の意見、再度の申出が予想される場合の調査勧告上の留意点等についても、適宜記載する。

イ 「担当者」について

担当の書記官又は家裁調査官が記名押印し、肩書のうち、該当しないものは抹消する。

なお、調査勧告経過等を別紙様式第2を使用して手書きにより作成し、記載が複数ページにわたった場合には、最終ページ以外のページの担当者欄、終了年月日欄及び裁判官印欄は抹消する。

(別紙様式第1)

受付印		調査勧告票		調査勧告 命令印
		申出	平成 年 月 日 (口頭 電話 書面)	作成 書記官印
履行義務を定めた事件		平成 年 () 第 号 事件		
審判・判決・終局決定・確定 その他の裁判		平成 年 月 日		
調停・和解 成立				
	権利者	義務者		
氏名	(旧姓)	(旧姓)		
住所等	郵便番号 住所 方 電話 ()	郵便番号 住所 方 電話 ()		
勤務先	名称 郵便番号 所在地 電話 () 内線	名称 郵便番号 所在地 電話 () 内線		
申出までの履行状況				
申出人の希望事項等				

(別紙様式第2)

年 月 日 : 調 査 勸 告 經 過 等

担当者	平成 年 月 日		
裁判所書記官	終了		
家庭裁判所調査官	<table border="1"> <tr> <td>裁判官 印</td> <td></td> </tr> </table>	裁判官 印	
裁判官 印			
印			

(履2)

(別紙様式第3)

年 月 日 : 調 査 勧 告 経 過 等

(継)